

平成 24 年度 学生便覧目次

I 昭和女子大学について

1 昭和女子大学の沿革	
1 大学の沿革	6
2 学園の創立と発展に尽くされた先生方	8
2 昭和女子大学の組織	
1 大学の組織	10
2 教育組織、会議体	10
3 クラスアドバイザー制	12
3 教育目標・4ポリシー	
1 昭和女子大学の教育目標・4ポリシー	13
2 一般教養	14
3 各学科の4ポリシー	15

II 教育課程

1 入学から卒業まで	
1 卒業要件単位	28
2 一般教養科目	29
3 外国語科目	29
4 専門教育科目	30
5 文化講座	30
6 学寮研修	30
2 履修登録	
1 履修計画	35
2 シラバス	35
3 履修単位数	36
4 WEB 履修登録	36
5 特別履修	37
6 聴講	37
7 履修の取りやめ	38
8 副専攻制度	38
3 授業	
1 授業時間帯	39
2 出席・欠席・遅刻	39
3 公欠と緊急時の取扱い	39
4 休講・補講	40
5 授業改善アンケート・授業公開	40
4 試験、単位認定、成績	
1 期末試験と成績評価	41
2 受験資格	41
3 追試験	42
4 再試験	42
5 特別試験	42

6 卒業論文	42
7 英検・TOEIC®・漢検の単位認定	43
8 単位互換協定	44
5 学籍と修業年限	
1 修業年限と在学年限	45
2 休学	45
3 復学	45
4 退学	45
5 除籍	46
6 進級	46
7 褒賞	46
8 長期履修	47
8-9 早期卒業	47
9-10 転科	48
10-11 再入学	48

削除

6 海外留学

1 昭和ポストン	50
2 認定留学	53
3 その他の留学	53
4 海外研修プログラム	53

7 学内進学制度と科目等履修生制度

1 大学院	55
2 大学編入学	56
3 科目等履修生制度	57

8 課外活動

1 学友会	59
2 委員会活動	59
3 クラブ活動	59

III 開設授業科目一覧

カリキュラム表の見方	62
1. ① 一般教養科目	64
一般教養科目として履修できる各学科専門科目	68
1. ② 教職に関する専門科目	70
1. ③ 図書館に関する科目	71
1. ④ 外国語科目（大学）	72
1. ⑤ 外国語科目（短大）	76
1. ⑥ 留学先で修得した外国語科目の単位認定	77
1. ⑦ 外国語科目（留学生）	78
2 コミュニティサービスラーニング科目	79
3 日本語日本文学科	80
4 英語コミュニケーション学科	84
5 歴史文化学科	90
6 国際学科	94

7	心理学科	102
8	福祉社会学科	106
9	現代教養学科	110
10	初等教育学科	118
11	環境デザイン学科	123
12	健康デザイン学科	131
13	管理栄養学科	134
14	文化創造学科	137
15. ①	国語国文学専攻	142
15. ②	英語英文学専攻	143
15. ③	生活文化学専攻	144
16	大学院	145
16. ①	日本文学専攻 博士前期課程	147
16. ②	日本文学専攻 博士後期課程	148
16. ③	英米文学専攻 博士前期課程	150
16. ④	英米文学専攻 博士後期課程	152
16. ⑤	言語教育・コミュニケーション専攻 博士前期課程	153
16. ⑥	言語教育・コミュニケーション専攻 博士後期課程	155
16. ⑦	生活機構学専攻 博士後期課程	157
16. ⑧	生活文化研究専攻 修士課程	159
16. ⑨	心理学専攻 心理学講座	161
16. ⑩	心理学専攻 臨床心理学講座	162
16. ⑪	福祉社会研究専攻 修士課程	164
16. ⑫	人間教育学専攻 修士課程	166
16. ⑬	環境デザイン研究専攻 修士課程	167
16. ⑭	生活科学研究専攻 修士課程	169

IV 諸資格の取得

	取得資格一覧	172
1	教育職員免許状	174
2	博物館学芸員	197
3	司書・司書教諭	198
4	日本語教員	199
5	社会福祉主事	200
6	考古調査士	201
7	社会調査士	202
8	臨床心理士	203
9	学校心理士・学校心理士補	203
10	臨床発達心理士	204
11	社会福祉士	204
12	精神保健福祉士	205
13	保育士	205
14	建築士等、インテリアプランナー、 JABEE に関する資格	207
15	商業施設士等に関する資格	210
16	衣料管理士	210

17	栄養士・管理栄養士	211
18	健康運動指導士	212
19	食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格	212

V 学費

1	大学院	214
2	学部	214
3	短期大学部	215

VI 規程集

1	昭和女子大学大学院学則	218
2	昭和女子大学学則	224
3	昭和女子大学短期大学部学則	232
4	昭和女子大学学位規則	238
5	昭和女子大学短期大学部学位規則	240
6	大学院研究生に関する規程	241
7	女性文化研究所研究生に関する規程	242
8	大学研究生に関する規程	243
9	大学研究生の在籍料免除に関する取扱規程	244
10	学部五修生の大学院修士課程開設科目の履修 及び大学院入学後の既修得単位の認定について	245
11	大学3年次修了者の大学院修士課程 及び博士前期課程の受験資格に関する規程	246
12	昭和女子大学および昭和女子大学短期大学部間の 単位互換に伴う「履修できる授業科目の範囲」(内規)	247
13	昭和女子大学大学院長期履修学生に 関する取扱規程	248
14	昭和女子大学短期大学部長期履修学生に 関する取扱規程	249
14-15	早期卒業の規程	250
15-16	転科規程	251
16-17	再入学選考内規	252
17-18	認定留学に関する内規	253
18-19	昭和女子大学留学プログラム参加学生の 帰国取扱いに関する内規	255
19-20	教職課程履修に関する内規	256
20-21	生活科学部環境デザイン学科 建築・インテリア デザインコースと生活機構研究科環境デザイン 研究専攻 建築環境系研究コースの6年制課程 に関する規程	258
21-22	昭和女子大学学友会規約	259
22-23	学友会クラス委員規約細則	262
23-24	学生問題協議会規程	264
24-25	学生団体に関する規約	265
25-26	クラブ・サークルに関する規約	266
26-27	個人情報保護に関する取り組みについて (大学部門)	269

削除



5. 学籍と修業年限

学籍とは、本学の学生としての身分を有していることをいいます。学籍は入学によって発生し、卒業、退学、除籍によって失われます。

在学とは、学生が本学の学籍を有し、現に学修している状態をいいます。在学期間とは、その学修している期間をいいます。

修業年限とは、本学の教育課程を修了するために必要な最小の在学期間をいい、これに対して在学年限とは、本学に在学できる最長の在学期間のことをいいます。また、休学期間は在学期間を含めません。

~~職業を有している等の理由で、予め修業年限の延長を申請する長期履修学生制度（短大のみ）や成績優秀者に対す~~

~~る早期卒業制度（大学のみ）~~もありません。その他、この節では、休学・復学・退学など、学籍に関する諸手続きについて説明していきます。

POINT 標準修業年限

大学 4 年、短大 2 年

※特例：~~長期履修（短大のみ）~~ 早期卒業（大学のみ）

POINT 最長在学年限

大学 6 年、短大 4 年

※特例：~~長期履修（短大のみ）~~

POINT 休学期間

在学期間に含まない。

(1) 修業年限と在学年限

標準修業年限は以下のとおりです。

- ・ 大学：4 年
- ・ 短大：2 年 ~~（長期履修学生は 4 年）~~

最長在学年限は以下のとおりです。この年限を超えて在学することはできず、卒業要件を充たせない場合は、除籍となります。なお、休学期間は在学期間を含めません。

- ・ 大学：6 年
- ・ 短大：4 年 ~~（長期履修学生は 6 年）~~

(2) 休学

疾病その他やむを得ない理由で休学を希望する者は、その理由を詳記し保証人連署で願い出て、学長の許可を得る必要があります。

必要書類：休学願（保証人連署・病気の場合は医師の診断書を添付）

提出期限：休学する 1 週間前

提出先：クラスアドバイザー

休学期間：1 年以内

※やむを得ない事情のある者については、休学の継続を許可することがある。

以上の願い出による休学のほか、疾病その他の理由により修学することが適当でないと認める時は、学長が休学を命ずることがあります。（休学の命令）

■ 留意事項

- ・ 休学期間は、在学期間に算入しません。
- ・ 休学期間中の学費は、在籍登録料として授業料の半額を納入することになっています。
- ・ ただし、学期途中で休学を願い出る場合は、その期の学費を納入していないと許可されません。

(3) 復学

休学の理由が解消し復学を希望する者は、保証人連署で願い出て、学長の許可を得る必要があります。

必要書類：復学願（保証人連署・病気回復の場合は医師の診断書を添付）

提出期限：復学する 1 か月前

復学時期：学期の始め

提出先：クラスアドバイザー

■ 留意事項

- ・ 学期途中の復学はできません。

(4) 退学

退学したい者は、その理由を詳記し保証人連署で願い出て、学長の許可を得る必要があります。

日本インテリア設計士協会インテリア優秀学生賞

環境デザイン学科の「卒業設計」で優秀な成績を修めた学生1名に授与されます。

日本フードスペシャリスト協会会長表彰

健康デザイン学科の学業優秀な学生1名に授与されます。

日本臨床栄養協会サプリメントアドバイザー 資格認定試験成績優秀賞

健康デザイン学科、管理栄養学科それぞれの学業優秀な学生1名に授与されます。

■ STUDENTS OF THE YEAR

ボランティア等の活動に自主的に取り組み、学内外で活躍した学生に授与されます。

(8) 長期履修

短期大学の在学学生及び入学予定者で職業を有している等の事情のある者に対して、長期にわたり計画的に教育課程を履修していく制度を設けています。一般学生と長期履修学生の違いは次のとおりです。

	長期履修学生	一般学生
標準修業年限	4年	2年
最長在学年限	6年	4年

■ 申請手続き

- 必要書類：(1) 長期履修学生申請書
 (2) 長期履修を希望する理由書
 (3) その他本学が必要と認める書類

- 提出期限：(1) 入学予定者は入学時
 (2) 在学学生 後期から長期履修学生を希望する場合 6月末日
 前期から長期履修学生を希望する場合 前年度12月15日

■ 授業料等

- ・長期履修学生の1学期分の授業料等の額は、標準修業年限の授業料等の1学期分の半額とする。
 ただし、すでに納入した授業料等の額が、標準修業年限の間に納入する授業料等の額に達した次学期以降については、次の表に定める在籍料および聴講料を納入する。

	金額	備考
在籍料	100,000円	学期ごとに納入
聴講料	@30,000円×科目数	履修科目数に乗じて納入

- ・長期履修学生がその修業年限を短縮して卒業しようとするときは、長期履修学生の標準修業年限(4年)の間に納入する授業料等額からすでに納入した授業料等の額を差し引いた額を納入しなければならない。
 ・在学中に授業料等が改定されたときは、改定時から新授業料を適用する。

■ 修業年限の変更(短縮)

- ・長期履修学生が修業年限を短縮して卒業しようとする時は、次にあげる書類を学長に提出しなければならない。

- 必要書類：(1) 修業年限変更申請書
 (2) その他本学が必要と認める書類

- 提出期限：前期(9月)卒業希望者 6月末日
 後期(3月)卒業希望者 前年度12月15日

※期間の変更は学期単位。

(9) 早期卒業

本学に3年以上在学し、卒業に必要な単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者を対象とする制度です(ただし、編入学生他、対象外となる場合もありますので、早期卒業の規程第2条を確認してください)。

3. 昭和女子大学短期大学部学則

第1章 総則

第1条 本学は、建学の精神に則り、高い教養と文化創造学に関する専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を養い、社会に貢献しうる有為な女性を育成することを目的とする。

2 本学は学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表アのとおり定める。

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の方法、結果の検証及び公表等に関する規程は、別に定める。

第3条 本学は、昭和女子大学短期大学部と称する。

第4条 本学は、東京都世田谷区太子堂一丁目7番57号に設置する。

第5条 本学は、次の学科を設け、修業年限を2年とし、最長在学年限を4年とする。~~ただし、短期大学設置基準第16条の2に規定する長期にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という）については、既に在学した期間を含め修業年限を4年とし、最長在学年限を6年とする。~~

文化創造学科

~~2 長期履修学生は、学期を単位に2年まで修業年限を短縮することができる。~~

第6条 学科の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
文化創造学科	120名	240名
計	120名	240名

第2章 教育課程

第7条 学科の授業科目を、必修及び選択に分ける。

第8条 学科の授業科目及び単位数は、別表（1）のとおりとする。

第3章 履修及び課程修了

第9条 学生は、学期毎にその学期に履修する授業科目を定めて学長の許可を得なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

第10条 学生が、各学期に履修科目として登録する単位数については、別に定める。

第11条 履修授業科目の単位修得の認定は、出席時数、平常成績及び期末試験の総合成績による。成績は100点をもって満点とし、60点以上を合格点とする。

第12条 疾病その他、やむを得ない事情のため期末試験を受けることができなかつた者には、追試験を行うことがある。

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、大学が別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、大学が別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、大学が別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(5) 第1号から第4号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

2 前項の授業は、多様なメディアを利用して行うことがある。

3 第1項の授業は、第12章に定める公開講座として開講することができる。

削除

削除

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者で、18歳に達したもの
- (7) 本学において、個別の学力審査により、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもの

第22条 入学志願者は、次の書類に別表(2)に定める入学検定料を添えて申し込むものとする。

- (1) 入学志願書
- (2) 出身学校長の発行する調査書
- (3) 最近の写真(本学所定の大きさ)

第23条 入学を許可される者は、本学の建学の精神に則って指導を受けることを志した者の中で身体健康、品行方正にして本学の実施する入学試験に合格した者とする。

第24条 入学を許可された者は、保証人連署の保証書並びに誓約書に、別表(2)に定める入学金を添えて提出しなければならない。

第25条 保証人は、父母又はこれに代わる独立の生計を営む成年者で、学生の監督の責任に任じ得る者とする。

第26条 保証人が死亡又は他の理由で責を果たし得なくなったときは、新たに保証人を選定して直ちに届け出なければならない。

第27条 保証人の住居又は身分に変更が生じたときは、直ちに届け出なければならない。

第28条 退学したい者は、その理由を詳記し、保証人連署で願い出て、学長の許可を得なければならない。

第29条 疾病その他やむを得ない理由で、休学を希望する者は、その理由を詳記し、保証人連署で願い出て、休学の許可を得なければならない。

- 2 休学期間は1か年以内とする。ただし、やむを得ない事情のある者については、休学の継続を許可することがある。

第30条 休学期間は、在学年数に通算しない。

- 2 休学者は、学期の始めに復学することができる。

第31条 学生が疾病その他の理由により修学することが適当でないと認めるときは、大学部局長会の議を経て学長が休学を命ずる。

第32条 国内外の大学又は短期大学において学修することを願い出たときは、審査のうえ、留学を許可することがある。

- 2 留学に関する取扱いは、別に定める。

第33条 学生が他の学科に転じることを願い出た場合は、選考のうえこれを許可することがある。

第34条 本学に転入学を希望する者がある場合は、学生定員に余裕のあるときに、選考のうえ相当学年に転入学を許可することがある。

第35条 正当な理由で退学した者が、再入学を願い出たときは、学期の始めに限り選考のうえこれを許可することがある。

第36条 再入学、転入学、転部及び転科した者については、既に専修学校専門課程、短期大学、大学において修得した単位並びに在学年数の全部又は一部を、本学における授業科目の単位並びに在学年数として認定することができる。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、大学部局長会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 在学4年にして卒業できない者。~~ただし、長期履修学生については在学6年とする。~~
- (2) 学費の滞納が3か月以上におよび、督促を受けても納入しない者
- (3) 正当な理由なく、無届で3か月以上連続欠席した者

削除

第6章 賞 罰

第38条 本学学生で学業優秀又は善行・美事をなした者を賞することがある。

第39条 本学の学則に背き、又は本学学生の本分にもとる行為があったときは、懲戒にする。懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

第40条 次の各号のいずれかに該当した者は、退学に処する。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 成績不良で成業の見込みがない者
- (3) 正当な理由なく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7章 授業料、貸給費、実験実習教材費及びその他の費用

第41条 学生の納入金は、授業料及びその他とする。

- (1) 各納入金の額は、別表(2)のとおりとする。
- (2) 各納入金は、次の2期に分納する。
 - 前期 / 4月15日まで
 - 後期 / 10月15日まで
- (3) 2期に分納できないときは、事情を勘案のうえ、月納等支払方法を考慮することがある。
- (4) 納期に納入できないときは、延納願を提出して許可を得なければならない。ただし、延納の期限は、所定の納期の翌月末日を超えない範囲とする。
- (5) 休学中の授業料等納入金は、当該学期の授業料の半額とする。

第42条 学業優秀にして志操堅固な者には、一定額の学資を給付又は貸与することがある。学資の給付及び貸与に関する規程は、別に定める。

第43条 一旦納入した諸料金は、事情の如何にかかわらず返還しない。ただし、入学辞退者の授業料等返還に関する手続きについては、別に定める。

第8章 教職員組織及び教授会

第44条 本学に学長、副学長、短期大学部長、教務部長、同次長、学生部長及び同次長を置く。

- (1) 学長は、教育研究に関する学務を統括する。
- (2) 副学長は、学務の運営に当たり、学長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 短期大学部長は、短期大学の部務を統理する。
- (4) 教務部長は、教務の企画運営に当たる。
- (5) 教務部次長は、教務部長を補佐し、部長に事故あるときは、その部務を代行する。
- (6) 学生部長は、学生指導の企画運営に当たる。
- (7) 学生部次長は、学生部長を補佐し、部長に事故あるときは、その部務を代行する。

2 学科の科務を処理するため、学科長各1名を置く。

3 学長、副学長、短期大学部長、教務部長、同次長、学生部長、同次長及び学科長の任免については、別に定める。

第45条 本学に教授、准教授、講師、助教、助手、副手及び事務職員を置く。

- (1) 教授は、学生の研究と教育を指導し、また研究に従事する。
- (2) 准教授は、教授に準ずる職務に従事する。
- (3) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (4) 助教は、教授及び准教授、講師に準じる職務に従事する。
- (5) 助手及び副手は、配属学科の授業等の補助的業務及び資料の整理、整備等その他事務処理に従事する。
- (6) 事務職員は、配属された部署の事務処理に従事する。

第46条 本学の教育及び研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第47条 本学の管理、運営に関する重要事項を審議するため、大学部局長会を置く。

2 大学部局長会に関し必要な事項は、別に定める。及び 削除

第9章 委託生、外国人留学生、~~科目等履修生及び長期履修学生~~

第48条 委託生、外国人留学生又は科目等履修生として入学を希望する者がいるときは、審査のうえ入学又は聴講を許可することがある。

第49条 官公庁、法人の委託により本学に入学を許可した者を委託生とする。

第50条 外国人で本学に入学を許可した者を外国人留学生とする。

- 第 51 条 本学の開設する授業科目のうち、1 授業科目又は数授業科目を選択履修することを許可した者及び本学公開講座のうち特定の講座を受講して大学の正規単位認定を希望する者を科目等履修生とする。
- 第 52 条 科目等履修生として許可される者は、第 21 条に規定する大学入学資格を有する者でなければならない。ただし、本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めるときは、この限りでない。
- 第 53 条 科目等履修生は、毎学期始めにその学期中に履修する科目を定めて学長の許可を得なければならない。また、これを変更するときも同様とする。
- 第 54 条 単位を修得した科目等履修生には、単位証明書を交付する。
- 第 55 条 科目等履修生の聴講料は、各学期 1 科目につき登録料 10,000 円、聴講料 20,000 円とする。ただし、本学公開講座のうち特定の講座を受講して大学の正規単位認定を希望する科目等履修生については、当該公開講座の受講料等を支払うことにより、上記登録料、聴講料の支払いを免除する。
- 第 56 条 委託生、外国人留学生及び科目等履修生で、履修科目の試験を受け、合格した者にはその授業科目所定の単位を与える。
- 第 57 条 委託生、外国人留学生及び科目等履修生は、収容定員に余裕のある場合のみ許可する。ただし、本学公開講座のうち特定の講座を受講して大学の正規単位認定を希望する科目等履修生については本条を適用しない。
- 第 58 条 委託生、外国人留学生に対して本章に規定するほか、各章の規定を準用する。ただし、科目等履修生に対し本章以外の規定は準用しない。

~~第 59 条 長期履修学生に関する取扱規程は、別に定める。~~

~~2 長期履修学生に関することは、別に規定するもののほか、各章の規定を準用する。~~

削除

第 10 章 図書館

- ~~第 60 条~~
59 本学に附属図書館を設け、教育・研究に必要な図書等学術情報の収集、整理、保存及び提供等に関する業務を取り扱う。

第 11 章 博物館

- ~~第 61 条~~ 本学に附属博物館を設け、博物館資料の収集、保存、調査研究、展示及び教育普及に関する業務を取り扱う。

第 12 章 公開講座

- ~~第 62 条~~
61 本学の使命に鑑みて、大学教育の普及を図り、社会の向上進歩に寄与するため、公開講座を開設する。
~~第 63 条~~
62 公開講座は、主としてオープンカレッジで常時開設する。

第 13 章 教務部、学生部及び学寮

- ~~第 64 条~~
63 本学の教育に関する全学的事項の審議及び連絡調整を目的として教務部を設ける。教務部に関する規程は、別に定める。
~~第 65 条~~
64 学生生活の向上を目的として学生部を設ける。学生部に関する規程は、別に定める。
~~第 66 条~~
65 学生の生活支援及び厚生を目的として学寮を設ける。学寮に関する規程は、別に定める。

第 14 章 専攻科

- ~~第 67 条~~
66 短期大学の課程を修了した者に、更に深い専門の学芸と国語国文学、英語英文学及び生活文化学に関する職業又は實際生活に必要な能力を育成することを目的として、修業年限 1 年の専攻科を置く。
2 入学資格は、短期大学の課程を修了した者並びに相当年齢に達し、これと同等の学力があると認められた者。
~~第 68 条~~
67 専攻科に次の 3 専攻を設け、各専攻の修業年限、入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

専攻名	修業年限	入学定員	収容定員
国語国文学専攻	1 年	10 名	10 名
英語英文学専攻	1 年	20 名	20 名
生活文化学専攻	1 年	10 名	10 名
計		40 名	40 名

- ~~第 69 条~~
68 各専攻の教育課程は、別表 (3) のとおりとする。

14. 昭和女子大学短期大学部長期履修学生に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 昭和女子大学短期大学部学則第59条の規程に基づき、長期にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）に関する取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(資格)

第2条 長期履修学生として申請できる者は、入学試験に合格した者（以下「入学予定者」という。）及び在學生で職業等を有している等の事情のある者とする。

(学科所属)

第3条 長期履修学生の所属する学年、クラスについては、当該学生の単位の修得状況及び履修計画に基づき、所属学科が決める。

(授業料等)

第4条 長期履修学生の1学期分の授業料等の額は、標準修業年限（2年）の場合の授業料等の1学期分の半額とする。ただし、すでに納入した授業料等の額が、長期履修学生の標準修業年限（4年）の間に納入する授業料等の額に達した次学期以降については、次の表に定める在籍料及び聴講料を納入する。

	昼間主	夜間主	備考
在籍料	85,000 円	30,000 円	学期ごと納入
聴講料	30,000 円	30,000 円	1科目当りの単位、履修科目に兼任し納入

2 長期履修学生がその修業年限を短縮して卒業しようとするときは、長期履修学生の標準修業年限（4年）の間に納入する授業料等の額からすでに納入した授業料等の額を差し引いた額を納入するものとする。

3 在学中に授業料等が改定されたときは、改定時から新納入額を適用する。

(申請手続等)

第5条 長期履修学生として履修を希望する者は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修学生申請書
- (2) 長期履修を希望する理由書
- (3) その他本学が必要と認める書類

2 申請書等の提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 入学予定者は、入学手続時
- (2) 在學生で、後期から長期履修学生を希望する場合は6月末日、前期から希望する場合は前年度の12月15日

(修業年限の変更等)

第6条 長期履修学生が修業年限を短縮して卒業しようとするときは、次に掲げる書類を、6月末日又は12月15日までに、学長に提出しなければならない。

- (1) 修業年限短縮申請書
- (2) その他本学が必要と認める書類

2 期間の変更は学期単位とする。

(身分)

第7条 長期履修学生の身分に関する事項は、部科長会の議を経て学長が決める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるほか、長期履修学生に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、平成21年9月17日に改定し、平成21年10月1日から施行する。